

再被害防止要綱の制定について（例規）

（制定：令和6年7月30日 刑企・広・生企・交企・備企第39号）
和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

犯罪の被害者等がその加害者から再び危害を加えられるおそれ大きいと認められる場合、当該被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めたものです。